

規制シート(様式)

190195800300001

平成28年12月27日

規制の名称	地すべり防止区域等の管理、危険時における立ち退きの指示		所管府省	国土交通省
根拠法令等	地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)		担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	水管理・国土保全局 砂防部 砂防計画課長 栗原淳一
規制目的	地すべり等による被害を除却し、又は軽減するため、地すべり等を防止し、もって国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。			
規制内容の概要	・地すべり防止区域内において地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長・誘発する行為をしようとする者等は、都道府県知事の許可を受けなければならない。		関連する予算	—
規制の最近の 改廃経緯	—		関連する 政策評価結果	—
規制を維持、改革 又は新設する理由	地すべり防止区域は、地すべり区域及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長・誘発し、又は助長・誘発するおそれの極めて大きいものであって、公共の利害に密接な関連を有するものを指定するものである。 このため、地すべり等による被害を除却・軽減し、国土の保全と民生の安定を確保するためには、地すべり防止区域等の適切な管理が引き続き必要である。		規制の維持、改革 又は新設の別	維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)	—			
見直し条項	—			
次の見直し時期	平成33年度			